

豊田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地、組織図及び構成員の事務分担を記載した書面
- (5) 申請時における前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請時における当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認めた書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に豊田市中心市街地活性化基本計画の計画対象区域内におけるまちづくりの実績があること。
- (3) 豊田市内に事務所を有し、豊田市中心市街地活性化基本計画の計画対象区域内で活動を行っていること。
- (4) 法第119条に規定する推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために、必要な組織体制、人員体制及び経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

- (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等（市長が指定した他の推進法人を含む。）と十分な連携を図ることができることと認められること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
 - (7) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等になっていないこと。
 - (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 2 前項第1号及び第2号に規定するまちづくりとは、豊田市中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画（豊田都心地区）又は都心環境計画に係る事業活動をいう。
 - 3 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、必要に応じ豊田市中心市街地活性化協議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。
 - 5 市長は、申請者を推進法人として指定しない場合は、申請者に対して、理由を付してその旨の通知を行う。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。
- 3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、内容を変更しようとする業務に関する計画書を添えて、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第121条第4項の規定により、指定を取り消した旨を公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

